

申請に対する処分

処分名	施業実施協定の変更の認可
根拠法令	森林法第10条の11の12第1項
所管課	産業振興部農林振興課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人又は団体

森林法（昭和26年法律第249号。以下法という。）第10条の11の8第1項の認可を受けた人又は団体

(2) 申請の方法

協定の締結する森林所有者等及び森林の土地の所有者の全員の連名、代表者等の全員の連名又は代表者を選任している場合にあってはその代表者名をもって、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54条）第8条の17に定める書類を申請書に添付して産業振興部農林振興課に提出する。

(3) 認可等の要件

法第10条第11の11第1項各号に掲げる要件にすべて該当していること。

- 法第10条11の11第1項第1号については、
- ア 協定に係る森林所有者等の全員の合意が適正に得られたものであること。
 - イ 協定の目的となる森林の区域が地域森林計画の対象となっている森林内に設定されており、当該森林を一体として整備することが相当と認められること。

法第10条第11の11第1項第2号の「森林の利用を不当に制限する」とは、作業路網の既設の施設及びその周辺に協定に係る施設（土場、

土捨場等) を設け、その利用を不当に制限することをいう。

法第10条第11の11第1項第3号については、施業実施協定の定める「協同して行う森林施業」が奄美市森林整備計画に定める「森林施業の共同化の促進」に役立つものであること。

2 標準処理時間

14日